特別清算協定認可

令和５年（ヒ）第１０１３号

名古屋市緑区大高町字杁前39番地
清算株式会社　光貴組運輸株式会社
代表清算人　高橋　弘一

１　決定年月日　令和７年３月６日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１項　協定債権の支払いの免除

清算会社光貴組運輸株式会社（以下、「会社」という。）は、協定債権者に対し、第２項に定める弁済を行い、弁済と同時に、協定債権者より特別清算手続開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金並びに協定債権から既弁済額を控除した残債権の免除を受ける。

第２項　弁済

会社は、協定債権者に対し、本協定認可確定日から１ヶ月以内に、別紙弁済額計算書の「弁済額欄」記載の金額を弁済する。

第３項　弁済の場所・方法

⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理人事務所（名古屋市中区丸の内三丁目６番４号リバーパーク丸の内４階）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座宛への振込送金を文書でもとめたときは、その指定口座宛に、会社の費用負担で振込送金する。

⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴号の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を名古屋法務局に供託する。

第４項　会社は、第２項・第３項の弁済後新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、換価代金から必要な費用を控除した金額を、各協定債権者に対し、本日成立予定の弁済計画に定める按分比率により支払う。

この場合においては、各協定債権者が第１項の規定により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

別紙

弁済額計算書

（円）

	協定債権者	金額	割合	弁済額
1	半田信用金庫	240,728,338	42.20％	379,827
2	アビリオ債権回収株式会社	16,816,855	2.95％	26,534
3	あいち銀行	49,417,557	8.66％	77,972
4	商工組合中央金庫	92,433,422	16.20％	145,844
5	日本政策金融公庫	72,829,083	12.77％	114,912
6	名古屋市信用保証協会	11,767,768	2.06％	18,568
7	愛知県信用保証協会	86,412,091	15.15％	136,343
	総合計	570,405,114	100.00％	900,000

小規模個人再生による再生計画認可